

「市民活動支援を考える研究会」報告案の骨子

研究会の協議経過について

第1回 (H20.8.1)

市民活動の現状、市民活動支援の現状

第2回 (H20.8.28)

具体的な事例紹介(滋賀県・淡海ネットワークセンター、大津市・大津市市民活動センター)

第3回 (H20.10.1)

コミュニティ支援の現状

第4回 (H20.10.17)

NPOの資金助成、企業のCSR

第5回 (H20.11.7)

市民活動支援に関するアンケート調査結果、ひょうごボランティアプラザ報告(市民活動支援を社協が実施している事例として調査)

第6回 (H20.12.12)

具体的な市民活動支援に関する事業別分析、まとめ

第7回 (H21.2.13)

意見集約(今後の10年を見据えて)

報告案について

研究会の議論の中で、次の10年の市民活動支援の大きな柱として、

市民活動団体の組織運営基盤強化

多様な主体との協働による市民活動の推進

を掲げて、これに沿った形でまとめた。

(1) はじめに

市民活動支援の大きな流れ、特定非営利活動促進法施行から現在までの経過と滋賀県の状況と当研究会の目的について述べた。

(2) 現状

市民活動支援の現状について 市民活動団体、行政による支援、市民活動支援センターによる支援、協働の推進、新たな動きの5つの項目で整理した。

(3) 市民活動団体の運営基盤強化

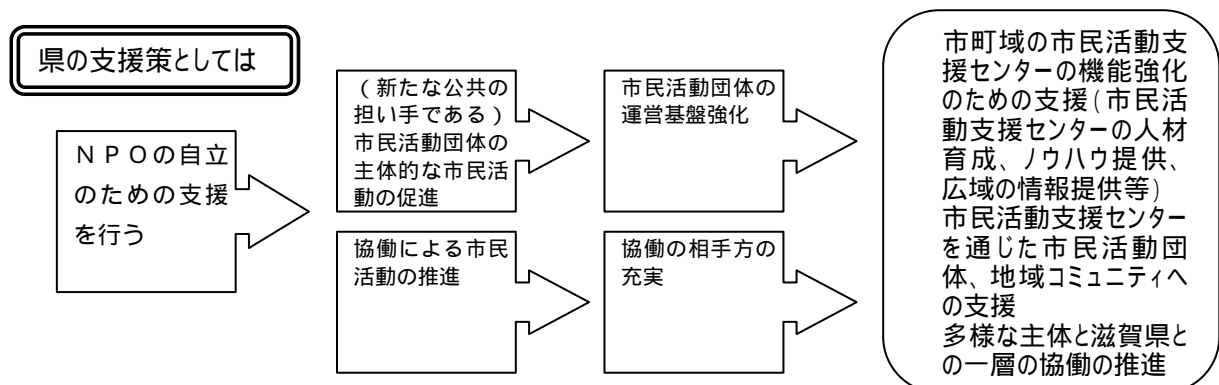
【課題】情報不足、人材不足、資金不足、脆弱な経営力、不十分な支援機能

【支援策】情報提供、調査研究、人材育成、資金助成、事業化支援等について県域・市町域・民間で機能分担を明確にして実施

(4) 多様な主体との協働による市民活動の推進

【課題】公共領域の拡大と行政の限界、地域コミュニティの課題、協働の意識

【支援策】協働の仕組みづくり、市民活動支援センターの支援



「市民活動支援を考える研究会」設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県におけるNPO・市民活動支援について現状と課題を分析し、今後必要な支援策について検討するため「市民活動支援を考える研究会」(以下「研究会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 研究会では、前条の目的を達成するため、次の必要な事項について研究する。

- (1) NPO・市民活動支援の現状、課題
- (2) 今後必要な具体的支援策
- (3) 支援における県と市町の役割

(構成)

第3条 研究会の委員は別表のとおりとする。

- 2 研究会には委員長を置き、委員長は研究会の議事運営を行う。
- 3 委員または事務局が、研究会運営のために必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(運営および事務局)

第4条 研究会は事務局が招集し、開催する。

- 2 事務局は滋賀県県民活動課および財団法人淡海文化振興財団が担当する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会および事務局で定める。

付則 この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

(別表)

委員構成

氏名	所属名・職名	備考
北村裕明	滋賀大学経済学部教授	
石井和浩	特定非営利活動法人ヴォー リス建築保存再生運動一粒 の会 理事	
森口行雄	特定非営利活動法人大津N POセンター 代表理事	
山崎弘子	特定非営利活動法人まちづ くり役場 理事長	
津田敏之	米原市総合政策課長	
辻恵子	(財)淡海文化振興財団 次長	
福永忠克	滋賀県県民活動課長	